

参考 博物館法（抜粋）

（学芸員の資格）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- （1）学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの。
- （2）大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあったもの。（以下略）

（学芸員補の資格）

第6条 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

参考 博物館法施行規則（抜粋）

（博物館に関する科目の単位）

第1条 博物館法第5条第1項第1号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科 目	単 位 数
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3

（試験科目の免除）

第7条 大学において、前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。